○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十二年二月十日)

(厚生省告示第十九号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第四項及び第五十三条第二項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

一　指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。

二　指定居宅サービスに要する費用(別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。)及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三　前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表

9　短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)　介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　752単位

ii　要介護2　799単位

iii　要介護3　861単位

iv　要介護4　914単位

v　要介護5　966単位

b　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　794単位

ii　要介護2　867単位

iii　要介護3　930単位

iv　要介護4　988単位

v　要介護5　1,044単位

c　介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i　要介護1　827単位

ii　要介護2　876単位

iii　要介護3　939単位

iv　要介護4　991単位

v　要介護5　1,045単位

d　介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i　要介護1　875単位

ii　要介護2　951単位

iii　要介護3　1,014単位

iv　要介護4　1,071単位

v　要介護5　1,129単位

(二)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　778単位

ii　要介護2　861単位

iii　要介護3　976単位

iv　要介護4　1,054単位

v　要介護5　1,131単位

b　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　857単位

ii　要介護2　941単位

iii　要介護3　1,057単位

iv　要介護4　1,135単位

v　要介護5　1,210単位

(三)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　778単位

ii　要介護2　855単位

iii　要介護3　950単位

iv　要介護4　1,026単位

v　要介護5　1,103単位

b　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　857単位

ii　要介護2　934単位

iii　要介護3　1,029単位

iv　要介護4　1,106単位

v　要介護5　1,183単位

(四)　介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）

a　介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　737単位

ii　要介護2　782単位

iii　要介護3　845単位

iv　要介護4　897単位

v　要介護5　948単位

b　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　811単位

ii　要介護2　860単位

iii　要介護3　920単位

iv　要介護4　971単位

v　要介護5　1,024単位

(2)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　833単位

ii　要介護2　879単位

iii　要介護3　943単位

iv　要介護4　997単位

v　要介護5　1,049単位

b　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　879単位

ii　要介護2　955単位

iii　要介護3　1,018単位

iv　要介護4　1,075単位

v　要介護5　1,133単位

c　経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　833単位

ii　要介護2　879単位

iii　要介護3　943単位

iv　要介護4　997単位

v　要介護5　1,049単位

d　経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　879単位

ii　要介護2　955単位

iii　要介護3　1,018単位

iv　要介護4　1,075単位

v　要介護5　1,133単位

(二)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i　要介護1　944単位

ii　要介護2　1,026単位

iii　要介護3　1,143単位

iv　要介護4　1,221単位

v　要介護5　1,296単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i　要介護1　944単位

ii　要介護2　1,026単位

iii　要介護3　1,143単位

iv　要介護4　1,221単位

v　要介護5　1,296単位

(三)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i　要介護1　944単位

ii　要介護2　1,020単位

iii　要介護3　1,116単位

iv　要介護4　1,193単位

v　要介護5　1,269単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i　要介護1　944単位

ii　要介護2　1,020単位

iii　要介護3　1,116単位

iv　要介護4　1,193単位

v　要介護5　1,269単位

(四)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）

a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i　要介護1　816単位

ii　要介護2　863単位

iii　要介護3　924単位

iv　要介護4　977単位

v　要介護5　1,028単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i　要介護1　816単位

ii　要介護2　863単位

iii　要介護3　924単位

iv　要介護4　977単位

v　要介護5　1,028単位

(3)　特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一)　3時間以上4時間未満　650単位

(二)　4時間以上6時間未満　908単位

(三)　6時間以上8時間未満　1,269単位

注

1　(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定短期入所療養介護(指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画(指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3　(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4　(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

5　指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

6　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

7　(1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

8　別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。

9　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

10　(1)(一)、(2)(一)及び(3)について、利用者(要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者に限る。)であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合は、重度療養管理加算として、(1)(一)及び(2)(一)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。

11　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)及び(ⅲ)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)及び経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、１日につき34単位を、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)及び(ⅳ)並びにユニット型介護保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)及び経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、１日につき46単位を所定単位数に加算する。

12　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

13　次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

14　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

15　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費は、算定しない。

16　(1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

17　(1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。

(一)　療養体制維持特別加算（Ⅰ）　27単位

(二)　療養体制維持特別加算（Ⅱ）　57単位

18　(1)(四)又は(2)(四)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、注5、注10及び注11は算定しない。

(4)　総合医学管理加算　275単位

注

1　治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2　緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

(5)　療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(一)　認知症専門ケア加算(Ⅰ) 　3単位

(二)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) 　4単位

(7)　緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一)　緊急時治療管理(1日につき)　518単位

注

1　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2　同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(二)　特定治療

注　医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(8)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(9)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)　病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　708単位

ii　要介護2　813単位

iii　要介護3　1,042単位

iv　要介護4　1,139単位

v　要介護5　1,227単位

b　病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　737単位

ii　要介護2　848単位

iii　要介護3　1,086単位

iv　要介護4　1,188単位

v　要介護5　1,279単位

c　病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i　要介護1　727単位

ii　要介護2　836単位

iii　要介護3　1,071単位

iv　要介護4　1,171単位

v　要介護5　1,261単位

d　病院療養病床短期入所療養介護費(iv)

i　要介護1　814単位

ii　要介護2　921単位

iii　要介護3　1,149単位

iv　要介護4　1,247単位

v　要介護5　1,334単位

e　病院療養病床短期入所療養介護費(v)

i　要介護1　849単位

ii　要介護2　960単位

iii　要介護3　1,199単位

iv　要介護4　1,300単位

v　要介護5　1,391単位

f　病院療養病床短期入所療養介護費(vi)

i　要介護1　837単位

ii　要介護2　946単位

iii　要介護3　1,181単位

iv　要介護4　1,280単位

v　要介護5　1,370単位

(二)　病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　652単位

ii　要介護2　757単位

iii　要介護3　914単位

iv　要介護4　1,063単位

v　要介護5　1,104単位

b　病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　667単位

ii　要介護2　776単位

iii　要介護3　935単位

iv　要介護4　1,088単位

v　要介護5　1,130単位

c　病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i　要介護1　759単位

ii　要介護2　866単位

iii　要介護3　1,020単位

iv　要介護4　1,171単位

v　要介護5　1,211単位

d　病院療養病床短期入所療養介護費(iv)

i　要介護1　778単位

ii　要介護2　886単位

iii　要介護3　1,044単位

iv　要介護4　1,199単位

v　要介護5　1,240単位

(三)　病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　629単位

ii　要介護2　738単位

iii　要介護3　885単位

iv　要介護4　1,037単位

v　要介護5　1,077単位

b　病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　738単位

ii　要介護2　846単位

iii　要介護3　993単位

iv　要介護4　1,146単位

v　要介護5　1,186単位

(2)　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　717単位

ii　要介護2　824単位

iii　要介護3　971単位

iv　要介護4　1,059単位

v　要介護5　1,148単位

b　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　825単位

ii　要介護2　933単位

iii　要介護3　1,078単位

iv　要介護4　1,168単位

v　要介護5　1,256単位

(二)　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　717単位

ii　要介護2　824単位

iii　要介護3　930単位

iv　要介護4　1,019単位

v　要介護5　1,107単位

b　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　825単位

ii　要介護2　933単位

iii　要介護3　1,037単位

iv　要介護4　1,125単位

v　要介護5　1,216単位

(3)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要介護1　838単位

b　要介護2　943単位

c　要介護3　1,172単位

d　要介護4　1,269単位

e　要介護5　1,356単位

(二)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要介護1　867単位

b　要介護2　977単位

c　要介護3　1,216単位

d　要介護4　1,317単位

e　要介護5　1,408単位

(三)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　要介護1　856単位

b　要介護2　965単位

c　要介護3　1,201単位

d　要介護4　1,300単位

e　要介護5　1,390単位

(四)　経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要介護1　838単位

b　要介護2　943単位

c　要介護3　1,172単位

d　要介護4　1,269単位

e　要介護5　1,356単位

(五)　経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要介護1　867単位

b　要介護2　977単位

c　要介護3　1,216単位

d　要介護4　1,317単位

e　要介護5　1,408単位

(六)　経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　要介護1　856単位

b　要介護2　965単位

c　要介護3　1,201単位

d　要介護4　1,300単位

e　要介護5　1,390単位

(4)　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費

a　要介護1　838単位

b　要介護2　943単位

c　要介護3　1,082単位

d　要介護4　1,170単位

e　要介護5　1,257単位

(二)　経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費

a　要介護1　838単位

b　要介護2　943単位

c　要介護3　1,082単位

d　要介護4　1,170単位

e　要介護5　1,257単位

(5)　特定病院療養病床短期入所療養介護費

(一)　3時間以上4時間未満　670単位

(二)　4時間以上6時間未満　928単位

(三)　6時間以上8時間未満　1,289単位

注

1　(1)から(4)までについて、療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3　(3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5　医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

6　(1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　夜間勤務等看護(Ⅰ)　23単位

ロ　夜間勤務等看護(Ⅱ)　14単位

ハ　夜間勤務等看護(Ⅲ)　14単位

ニ　夜間勤務等看護(Ⅳ)　7単位

7　(1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

8　別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

10　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

11　次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(iv)、(v)若しくは(vi)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

12　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

13　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(6)　療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(一)　認知症専門ケア加算(Ⅰ) 　3単位

(二)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) 　4単位

(8)　特定診療費

注　利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(9)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(10)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(11)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ　診療所における短期入所療養介護費

(1)　診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　診療所短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　690単位

ii　要介護2　740単位

iii　要介護3　789単位

iv　要介護4　839単位

v　要介護5　889単位

b　診療所短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　717単位

ii　要介護2　770単位

iii　要介護3　822単位

iv　要介護4　874単位

v　要介護5　926単位

c　診療所短期入所療養介護費(iii)

i　要介護1　708単位

ii　要介護2　759単位

iii　要介護3　810単位

iv　要介護4　861単位

v　要介護5　913単位

d　診療所短期入所療養介護費(iv)

i　要介護1　796単位

ii　要介護2　846単位

iii　要介護3　897単位

iv　要介護4　945単位

v　要介護5　995単位

e　診療所短期入所療養介護費(v)

i　要介護1　829単位

ii　要介護2　882単位

iii　要介護3　934単位

iv　要介護4　985単位

v　要介護5　1,037単位

f　診療所短期入所療養介護費(vi)

i　要介護1　818単位

ii　要介護2　870単位

iii　要介護3　921単位

iv　要介護4　971単位

v　要介護5　1,023単位

(二)　診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　診療所短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　611単位

ii　要介護2　656単位

iii　要介護3　700単位

iv　要介護4　746単位

v　要介護5　790単位

b　診療所短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　719単位

ii　要介護2　763単位

iii　要介護3　808単位

iv　要介護4　853単位

v　要介護5　898単位

(2)　ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要介護1　818単位

b　要介護2　869単位

c　要介護3　918単位

d　要介護4　967単位

e　要介護5　1,017単位

(二)　ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要介護1　846単位

b　要介護2　899単位

c　要介護3　950単位

d　要介護4　1,001単位

e　要介護5　1,054単位

(三)　ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　要介護1　836単位

b　要介護2　888単位

c　要介護3　939単位

d　要介護4　989単位

e　要介護5　1,040単位

(四)　経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要介護1　818単位

b　要介護2　869単位

c　要介護3　918単位

d　要介護4　967単位

e　要介護5　1,017単位

(五)　経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要介護1　846単位

b　要介護2　899単位

c　要介護3　950単位

d　要介護4　1,001単位

e　要介護5　1,054単位

(六)　経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　要介護1　836単位

b　要介護2　888単位

c　要介護3　939単位

d　要介護4　989単位

e　要介護5　1,040単位

(3)　特定診療所短期入所療養介護費

(一)　3時間以上4時間未満　670単位

(二)　4時間以上6時間未満　928単位

(三)　6時間以上8時間未満　1,289単位

注

1　(1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3　(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

5　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、１日につき25単位を所定単位数から減算する。

6　(1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7　別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

9　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

10　次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(iv)、(v)若しくは(vi)又は診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

11　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

12　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)　療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(一)　認知症専門ケア加算(Ⅰ) 　3単位

(二)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) 　4単位

(6)　特定診療費

注　利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(8)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(9)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　(1)から(7)までにより算定した短指数の1000分の15に相当する単位数

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1)　認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　1,042単位

ii　要介護2　1,108単位

iii　要介護3　1,173単位

iv　要介護4　1,239単位

v　要介護5　1,305単位

b　認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　1,150単位

ii　要介護2　1,216単位

iii　要介護3　1,280単位

iv　要介護4　1,348単位

v　要介護5　1,412単位

(二)　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　986単位

ii　要介護2　1,055単位

iii　要介護3　1,124単位

iv　要介護4　1,193単位

v　要介護5　1,260単位

b　認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　1,094単位

ii　要介護2　1,163単位

iii　要介護3　1,230単位

iv　要介護4　1,302単位

v　要介護5　1,369単位

(三)　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　958単位

ii　要介護2　1,025単位

iii　要介護3　1,091単位

iv　要介護4　1,158単位

v　要介護5　1,224単位

b　認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　1,066単位

ii　要介護2　1,132単位

iii　要介護3　1,200単位

iv　要介護4　1,266単位

v　要介護5　1,333単位

(四)　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)

a　認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　942単位

ii　要介護2　1,008単位

iii　要介護3　1,073単位

iv　要介護4　1,138単位

v　要介護5　1,204単位

b　認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　1,049単位

ii　要介護2　1,116単位

iii　要介護3　1,180単位

iv　要介護4　1,247単位

v　要介護5　1,312単位

(五)　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)

a　認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i　要介護1　881単位

ii　要介護2　947単位

iii　要介護3　1,013単位

iv　要介護4　1,078単位

v　要介護5　1,143単位

b　認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i　要介護1　990単位

ii　要介護2　1,055単位

iii　要介護3　1,121単位

iv　要介護4　1,186単位

v　要介護5　1,251単位

(2)　認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要介護1　786単位

b　要介護2　850単位

c　要介護3　917単位

d　要介護4　983単位

e　要介護5　1,048単位

(二)　認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要介護1　894単位

b　要介護2　960単位

c　要介護3　1,025単位

d　要介護4　1,091単位

e　要介護5　1,156単位

(3)　ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一)　ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費

i　要介護1　1,171単位

ii　要介護2　1,236単位

iii　要介護3　1,303単位

iv　要介護4　1,368単位

v　要介護5　1,434単位

b　経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費

i　要介護1　1,171単位

ii　要介護2　1,236単位

iii　要介護3　1,303単位

iv　要介護4　1,368単位

v　要介護5　1,434単位

(二)　ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費

i　要介護1　1,115単位

ii　要介護2　1,183単位

iii　要介護3　1,253単位

iv　要介護4　1,322単位

v　要介護5　1,390単位

b　経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費

i　要介護1　1,115単位

ii　要介護2　1,183単位

iii　要介護3　1,253単位

iv　要介護4　1,322単位

v　要介護5　1,390単位

(4)　特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一)　3時間以上4時間未満　670単位

(二)　4時間以上6時間未満　927単位

(三)　6時間以上8時間未満　1,288単位

注

1　(1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟(指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定+短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2　(4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3　(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4　別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

6　次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

8　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5)　療養食加算　8単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6)　特定診療費

注　利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　6単位

(8)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(9)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算(一)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算(二)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

(一) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)

ａ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護(ⅰ)

ｉ 要介護１ 762単位

ⅱ 要介護２ 874単位

ⅲ 要介護３ 1,112単位

ⅳ 要介護４ 1,214単位

ⅴ 要介護５ 1,305単位

ｂ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 875単位

ⅱ 要介護２ 985単位

ⅲ 要介護３ 1,224単位

ⅳ 要介護４ 1,325単位

ⅴ 要介護５ 1,416単位

(二) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

ａ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ 要介護１ 752単位

ⅱ 要介護２ 861単位

ⅲ 要介護３ 1,096単位

ⅳ 要介護４ 1,197単位

ⅴ 要介護５ 1,287単位

ｂ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 862単位

ⅱ 要介護２ 972単位

ⅲ 要介護３ 1,207単位

ⅳ 要介護４ 1,306単位

ⅴ 要介護５ 1,396単位

(三) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

ａ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ 要介護１ 736単位

ⅱ 要介護２ 845単位

ⅲ 要介護３ 1,080単位

ⅳ 要介護４ 1,180単位

ⅴ 要介護５ 1,270単位

ｂ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 846単位

ⅱ 要介護２ 955単位

ⅲ 要介護３ 1,190単位

ⅳ 要介護４ 1,290単位

ⅴ 要介護５ 1,380単位

(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（１日につき）

(一) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)

ａ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ 要介護１ 716単位

ⅱ 要介護２ 812単位

ⅲ 要介護３ 1,022単位

ⅳ 要介護４ 1,111単位

ⅴ 要介護５ 1,192単位

ｂ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 828単位

ⅱ 要介護２ 925単位

ⅲ 要介護３ 1,133単位

ⅳ 要介護４ 1,223単位

ⅴ 要介護５ 1,303単位

(二) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

ａ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ 要介護１ 700単位

ⅱ 要介護２ 796単位

ⅲ 要介護３ 1,006単位

ⅳ 要介護４ 1,094単位

ⅴ 要介護５ 1,175単位

ｂ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 811単位

ⅱ 要介護２ 908単位

ⅲ 要介護３ 1,117単位

ⅳ 要介護４ 1,207単位

ⅴ 要介護５ 1,287単位

(三) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

ａ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ 要介護１ 689単位

ⅱ 要介護２ 785単位

ⅲ 要介護３ 994単位

ⅳ 要介護４ 1,083単位

ⅴ 要介護５ 1,163単位

ｂ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 800単位

ⅱ 要介護２ 897単位

ⅲ 要介護３ 1,106単位

ⅳ 要介護４ 1,196単位

ⅴ 要介護５ 1,275単位

(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（１日につき）

(一) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

ａ Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ 要介護１ 702単位

ⅱ 要介護２ 804単位

ⅲ 要介護３ 1,029単位

ⅳ 要介護４ 1,123単位

ⅴ 要介護５ 1,210単位

ｂ Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 805単位

ⅱ 要介護２ 910単位

ⅲ 要介護３ 1,132単位

ⅳ 要介護４ 1,228単位

ⅴ 要介護５ 1,313単位

(二) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

ａ Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ 要介護１ 656単位

ⅱ 要介護２ 748単位

ⅲ 要介護３ 947単位

ⅳ 要介護４ 1,032単位

ⅴ 要介護５ 1,108単位

ｂ Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 762単位

ⅱ 要介護２ 855単位

ⅲ 要介護３ 1,054単位

ⅳ 要介護４ 1,137単位

ⅴ 要介護５ 1,214単位

(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（１日につき）

(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)

ａ ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費

ⅰ 要介護１ 892単位

ⅱ 要介護２ 1,002単位

ⅲ 要介護３ 1,242単位

ⅳ 要介護４ 1,343単位

ⅴ 要介護５ 1,434単位

ｂ 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費

ⅰ 要介護１ 892単位

ⅱ 要介護２ 1,002単位

ⅲ 要介護３ 1,242単位

ⅳ 要介護４ 1,343単位

ⅴ 要介護５ 1,434単位

(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

ａ ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費

ⅰ 要介護１ 882単位

ⅱ 要介護２ 990単位

ⅲ 要介護３ 1,226単位

ⅳ 要介護４ 1,325単位

ⅴ 要介護５ 1,415単位

ｂ 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費

ⅰ 要介護１ 882単位

ⅱ 要介護２ 990単位

ⅲ 要介護３ 1,226単位

ⅳ 要介護４ 1,325単位

ⅴ 要介護５ 1,415単位

(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（１日につき）

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費

ａ 要介護１ 891単位

ｂ 要介護２ 993単位

ｃ 要介護３ 1,215単位

ｄ 要介護４ 1,309単位

ｅ 要介護５ 1,394単位

(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費

ａ 要介護１ 891単位

ｂ 要介護２ 993単位

ｃ 要介護３ 1,215単位

ｄ 要介護４ 1,309単位

ｅ 要介護５ 1,394単位

(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（１日につき）

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

ａ ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

ⅰ 要介護１ 841単位

ⅱ 要介護２ 943単位

ⅲ 要介護３ 1,168単位

ⅳ 要介護４ 1,262単位

ⅴ 要介護５ 1,347単位

ｂ ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ 要介護１ 841単位

ⅱ 要介護２ 943単位

ⅲ 要介護３ 1,168単位

ⅳ 要介護４ 1,262単位

ⅴ 要介護５ 1,347単位

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

ａ ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

ⅰ 要介護１ 849単位

ⅱ 要介護２ 946単位

ⅲ 要介護３ 1,156単位

ⅳ 要介護４ 1,247単位

ⅴ 要介護５ 1,326単位

ｂ 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

ⅰ 要介護１ 849単位

ⅱ 要介護２ 946単位

ⅲ 要介護３ 1,156単位

ⅳ 要介護４ 1,247単位

ⅴ 要介護５ 1,326単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

(一) ３時間以上４時間未満 670単位

(二) ４時間以上６時間未満 928単位

(三) ６時間以上８時間未満 1,289単位

注

1 (1)から(6)までについて、介護医療院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟（指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。注２において同じ。 ）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (7)について、介護医療院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (4)から(6)までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所について、療養環境減算として、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(一)　療養環境減算(Ⅰ)　25単位

(二)　療養環境減算(Ⅱ)　25単位

5 (1)から(6)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)　23単位

ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)　14単位

ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)　14単位

ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ)　７単位

6 (1)から(6)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。

7　別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、１日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注６を算定している場合は、算定しない。

8　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては１日につき120単位を、(7)については１日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注６を算定している場合は、算定しない。

9　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

10　次のいずれかに該当する者に対して、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費若しくはⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれⅠ型介護医療院短期入 所療養介護費(Ⅰ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護(ⅱ)又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

11　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注１及び注５の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注１及び注５の規定による届出があったものとみなす。

12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護医療院における短期入所療養介護費は、算定しない。

13 ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、(12)は算定しない。

(8)　療養食加算 ８単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する 。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(9)　緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない 事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ 緊急時治療管理（１日につき） 511単位

注１ 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

２ 同一の利用者について１月に１回、連続する３日を限度として算定する。ロ 特定治療

注 医科診療報酬点数表第１章及び第２章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第３項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大 臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(10)　認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(一)　認知症専門ケア加算(Ⅰ) ３単位

(二)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) ４単位

(11)　重度認知症疾患療養体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお

いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)

(一) 要介護１又は要介護２ 140単位

(二) 要介護３、要介護４又は要介護５ 40単位

(2) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)

(一) 要介護１又は要介護２ 200単位

(二) 要介護３、要介護４又は要介護５ 100単位

(12) 特別診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(13) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位

(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ６単位

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算(一)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算(二)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数